

平成26年度 第5回佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会

日 時：平成27年1月19日（月）13時30分～15時30分

場 所：議会棟 第3委員会室

委員名簿			事務局出席者		
会 長	岩淵 康雄	医 師	福祉部	部 長	飯島 弘
副会長	深沢 孝志	社会福祉協議会	高齢者福祉課	課 長	清宮 勝弘
委 員	秤屋 尚生	歯科医師	介護認定班長	主 幹	島村 美恵子
〃	鋤地 平子	民生委員・児童委員	介護認定班	主査補	足立 澄江
〃	瀬尾 潔	ボランティア団体	介護資格保険料班長	主 査	遠藤 和久
〃	鳥塚 キミ子	高齢者クラブ	介護給付班長	主 査	福山 利加子
〃	寺田 洋介	施設介護サービス事業者	介護給付班	主査補	前田 恭史
〃	大野 哲義	在宅介護サービス事業者	包括支援班長	副主幹	梶 敏夫
〃	濱田 はるみ	公募市民	包括支援班	主任主事	里吉 奏子
〃	中川 絹子	公募市民	介護予防班長	副主幹	山本 紀代子
〃	東野 正明	公募市民	介護予防班	主査補	領家 玲子
〃	田代 和美	公募市民	生きがい支援班	主 査	渡部 友昭
〃	能代 裕	公募市民	生きがい支援班	主査補	田中 さくら子
〃	鈴木 雅之	学識経験者	生きがい支援班	主査補	阿部 徳彦
			生きがい支援班	主事	中村 悠里

■委員欠席者：2名 濱田 はるみ、中川 絹子
（敬称略）

◆傍 聴 者：2名

○高齢者福祉課長	それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきますと思います。 本日は、お忙しい中、佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。 本日の司会をさせていただきます高齢者福祉課長の清宮でございます。よろしくお願いいたします。 なお、本日の会議でございますが、議事録作成のために録音しておりますので、あらかじめご了承ください。 会議に入る前に、配付資料のご確認をさせていただきます。 ○事前配布資料といたしましては、 ・会議次第 ・資料1:第6期佐倉市高齢者福祉・介護計画(素案) ○当日配布資料といたしましては、 ・資料2－①:第5期計画と第6期計画の比較(主な変更点など)について ・資料2－②:介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化 ・資料3:研究会の位置づけ ・資料4:計画(素案)に対する委員からの事前意見でございます。 それでは、ただいまより、平成26年度 第5回 佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会を開催いたします。 ここからは、佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会設置要綱第7条第1項の規定に基づきまして、会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。
●会長	それでは、規定によりまして会長が会議の議長を務めることとなっているようでございますので、私の方で進行させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。 まず、委員の出席状況でございますけれども、佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会設置要綱第7条第2項によりまして「推進懇話会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。」となっております。本日、委員の過半数が出席しておりますので、会議は成立しております。

●会長	本日の会議には傍聴人がみえております。 本来、会議は公開することが原則となっておりますが、会議を公開することにより公正・円滑な議事運営が阻害されると認められる場合には、当懇話会の決定により、会議の全部または一部を公開しないことが可能となっております。 本日の会議について、傍聴を認め、会議を公開することによろしいでしょうか。 <u>～委員了承～</u>
●会長	それでは会議を公開し、傍聴を認めますので、よろしくお願いいたします。 それでは、次第に沿いまして議事を進めます。 議事（１）第６期佐倉市高齢者福祉・介護計画（素案）について、事務局より説明をお願いします。
○高齢者福祉課	はじめに議事（１）の進め方について、事務局よりお願いがあります。 議事（１）第６期計画（素案）につきましましては、ボリュームが非常に大きくなっているため、素案の第１部「計画の基本条件」と、第２部「分野別計画」と、第３部「計画の推進方策」の３つに区切り、それぞれ説明後に質疑をする形で進めさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
●会長	ただいま事務局より、議事（１）の進め方について提案がありましたが、委員各位におかれましては、異論ございませんでしょうか。 <u>～委員了承～</u>
●会長	それでは、事務局の提案どおりに進行したいと思います。 事務局より説明をお願いします。
○高齢者福祉課	～資料２に沿って、【第１部 計画の基本条件】を説明～

●会長	ありがとうございました。ただいまの説明内容について、ご不明な点や加筆すべき点など、ご意見がございましたら、お願いいたします。
○高齢者福祉課	資料２の１ページ、第２部第５章のサブタイトルにある「要援護」という文言は、資料４の連番７にあるように、『災害時要援護者』のように使用する文言であり、『要支援』などの文言に変えた方が今の計画に即しているのではないか」というご意見を委員から事前にいただいています。これについていかがでしょうか。
●Ａ委員	例えば要支援・要介護とするということでしょうか。
●Ｂ委員	確かに普段は「要援護」という文言は使わないので、「要支援」などとした方が、該当者となる高齢者が明確でわかりやすいと思います。
●Ｃ委員	要支援・要介護の方が常用ですし、わかりやすいです。
○高齢者福祉課	では、そのような形で修正させていただきます。
●会長	引き続き【第２部】について、事務局より説明をお願いします。
○高齢者福祉課	～【第２部 分野別計画】について説明～
●会長	ありがとうございました。ただいまの説明内容について、ご不明な点や加筆すべき点など、ご意見がございましたら、お願いいたします。
●Ｄ委員	計画素案８５ページ「介護予防・生活支援サービスの充実」にある「住民主体による支援」はボランティア団体のことを指していると思います。ボランティア団体だけでは地域を支える力は弱いと思いますが、地区社会福祉協議会は、地域を支える力があるので、地区社会福祉協議会で進めているスマイルサービスなどをもっと推進していく必要があると思います。 佐倉市社会福祉協議会は、サービス推進について全ての

● D 委員	地区社会福祉協議会に働きかけっていると聞いています。市も地区社会福祉協議会ごとにサービスを育成していくという方針を計画で示したら良いのではないのでしょうか。
● E 委員	すでに市内の 4 地区でふれあい型のサービスを展開しており、今後全地区で展開していけるように進めていきます。 ただし、各地区でニーズなどの状況が異なるため、想定される活動、特に質や量といったところが明確に見えない状況です。 国の挙げるケースではなく、市の定めるガイドラインのようなものがあると進めやすいと思います。
○ 高齢者福祉課	今年度、佐倉市社会福祉協議会と当課で 3 回、今後の取り組みについて協議させていただいています。 先ほど出てきた「ふれあい型のサービス」というのは、素案 85 ページの訪問型サービス（第 1 号訪問事業）③訪問型サービス B（住民主体による支援）というものに位置づけられるという認識でいます。 具体的には研究会の中でみなさんのご意見をいただいて詰めていきたいと考えています。
● F 委員	ふれあい型サービスを推進するにしても、自治会やまちづくり協議会というのがありますが、それらとの連携をもっと強めないといけないと思います。
○ 高齢者福祉課	国が示したイメージでは、小さい単位になればなるほど良いということですが、具体的内容は研究会の中で諮っていききたいと考えています。
● F 委員	声掛け運動も地区社会福祉協議会の方がやっても、自治会と連携しないと細かいサポートができないように思います。
● E 委員	各地区社会福祉協議会には、各自治会長に自治会代表として参画いただくようお願いしています。ただし、これは各地区の考え方によるところがあり、一様ではありません。

● E 委員	佐倉市社会福祉協議会が、各地区社会福祉協議会を中心に各自治会長と連携するところまでは現状になっておりませんので、今後も進めていく予定です。
● D 委員	「認知症カフェ」という用語が出てきましたが、佐倉市ではどのような形で実施予定ですか。
○ 高齢者福祉課	広域型の特別養護老人ホーム内にある「地域交流スペース」を利用する予定です。特別養護老人ホームは各日常生活圏域に整備をいたしましたので、各施設内の地域交流スペースを各地域の住民の集いの場にし、その集いの一例として「認知症カフェ」をお示しました。
● D 委員	そういう場にもボランティアを活用していただければと思います。また、特別養護老人ホームでも、入口から地域交流スペースまでが離れており、利用しづらい施設もあると思います。どのような人にも入りやすいようにしていただければと思います。
● A 委員	既存施設を考えているのでしょうか。
○ 高齢者福祉課	はい。
● G 委員	認知症支援専門員が中心となって地域の方にも入ってもらう形でしょうか。
○ 高齢者福祉課	そのように想定しています。
● 会長	引き続き【第3部】について、事務局より説明をお願いします。
○ 高齢者福祉課	初めにおことわりさせていただきます。今日お配りした資料は、1月9日現在で確定済み事項を反映して作成しております。 1月11日（日）付で、国より、介護報酬改定率について近日中に確定値を示すとされており本日現在未定です。このことから、給付費推計について固めきれない部分があり、金額については、大きく変わることは無いものの、確

○高齢者福祉課	定ではないということをご承知おきください。 ～【第3部 計画の推進方策】について説明～
●会長	ただいまの説明内容について、ご不明な点や加筆すべき点など、ご意見がございましたら、お願いいたします。
●H委員	特養に入ると本人が住所を移すので単独世帯になりますが、低所得者の食費・居住費に対する補足給付の要件は、もとの世帯のままで考えるということですか。
○高齢者福祉課	そのとおりです。
●I委員	素案の71頁で、介護給付のサービス見込み量について、増加するのはよく理解できますが、人数の伸び方に対してサービス量の伸び方が非常に大きいのは何故でしょうか。
○高齢者福祉課	介護サービスの利用回数について、第5期では国保連合会から提供された給付実績をもとにして、国から示された分析ソフトを使って算定をしていました。 第6期の見込みの算定については、国から月ごとの利用回数が提供されるようになったので、この数字を利用して回数の算定を行っています。
●F委員	資料2-②について、例えばですが、厚生年金を受給している夫婦の世帯、厚生年金がいくらの世帯がどの段階にあたるのか、国民年金しかもらっていない人はどうなるのか等もう少し具体的にお示しいただければわかりやすいのですが。
○高齢者福祉課	基礎年金だけだと年間約80万円なので、資料2-②の図だと、世帯全員が市民税非課税の場合は、第1、第2段階になるという具合に見ていきます。
○高齢者福祉課	今は公的年金を例にしていますが、不動産を持っていてアパートの経営収入等があれば、それぞれ所得を計算し、合算したものが「合計所得」となります。

● A 委員	3 ケースくらい具体例で出して、この場合はいくらというように示してもらえればわかりやすいですね。 ところで、剰余金はいつまでもつのでしょうか。
○ 高齢者福祉課	第 5 期計画の期間が平成 2 4 年度～平成 2 6 年度までとなっていて、平成 2 3 年度末残高が約 5 億 1 千万円、第 5 期計画期間に入った平成 2 4 年度末残高が約 2 億 7 千万円、平成 2 5 年度末残高が約 2 億 3 千万円、平成 2 6 年度末残高が見込みで約 5 千万円、合計で 5 億 6 千万円くらいの剰余金があります。 第 5 期計画の中で施設整備が早期に進んで、それに伴い施設入所が早期にあることを見込んで保険料の算定をしていたこと、また、各施設への佐倉市からの入所者の割合が想定していたよりも少なかったということで剰余金が生じたものと捉えています。 これを第 6 期の財源に充てることで保険料上昇を抑制し、基準額は第 5 期と同程度で考えています。ただし、保険料の段階ごとの比率が変わっていますので、低い段階の方は、より低い金額に、高い段階の方は、より高い金額に変化しています。
○ 高齢者福祉課	佐倉市の被保険者構成割合は、素案 1 0 2 ページに記載しています。第 4 段階の方が一番多くて 1 9 . 1 %、基準段階である第 5 段階の方は 1 2 . 4 %となっています。
○ 高齢者福祉課	今回は保険料を横スライドということで進めさせていただきまして、確定ではありませんが、現時点の千葉県内の各市町と比較して、第 6 期の佐倉市の保険料はかなり低い状況です。施設への入所希望者が多いというのはアンケートもやって実態は把握しています。ただし、施設に対して調査を実施すると、実際には、定員まで入所していても佐倉市民の入所が少ない、職員が不足している等で入所が進まない、という現状があります。この中で安易に施設を増やしても、他の市町村の方のための施設になりかねないので、よく精査して進めていく必要があります。
● D 委員	国の基準より段階を増やすのはなぜですか。

○高齢者福祉課	国では、合計所得290万円以上をひとくくりにみな同じ保険料額としていますが、佐倉市では、所得の低い方の負担を軽減するという目的で多段階化しています。佐倉市には合計所得金額が400万円以上の方が5.6%いるので、2つの段階に分けて設定させていただきました。
○高齢者福祉課	所得が多い方についても、保険料の上限額があまり大きくなならないようシミュレーションしています。 他市町村ではさらに多段階に設定しているところもありますが、佐倉市はもともと極端な多段階化をしていませんでしたので、今回は10段階設定としました。
●会長	次に、議事（2）研究会の位置づけについて、事務局より説明をお願いします。
○高齢者福祉課	～議事（2）研究会の位置づけについて説明～
●A委員	検討会を2つやるのですか。それとも介護保険検討会として1つにまとめるということですか。
○高齢者福祉課	介護保険検討会のみを立ち上げて研究会として進めさせていただこうと考えています。
●J委員	研究会は、協議体を作るために専門性のある方に入っていていただいてということだと思いますが、医療関係の方は入らないのですか。
●A委員	公募市民の方が1人ということになっていますが、これで大丈夫ですか。
○高齢者福祉課	研究会のメンバーについては、案としてお示ししています。また、前回までの懇話会の意見を参考に、比較的少人数での開催が適当であると考え提案させていただきました。
○高齢者福祉課	協議体の前段階となる研究会を立ち上げ、まず、1、2回開催して、必要に応じてメンバーを組み替えることを想定しています。

○高齢者福祉課	また、これとは別に地域ケア会議というものがありますが、これは医師会、薬剤師会などと連携をとっていかねばいけません。
● J 委員	どこの連携を強化するという具体的な部分は、協議体の中で話し合っていくということですね。
○高齢者福祉課	はい。協議体立ち上げのために研究会を開かせていただこうと思っていますのでご協力をお願いいたします。
● F 委員	計画素案 4 4 ページのボランティア登録数は減少していますが、ボランティアを増やす方法について具体的に何か検討されていますか。
● E 委員	この表はボランティアの登録総数を示しているので、必ずしも福祉・介護分野のボランティアではありませんが、全体として団体数が減少している、ボランティアの平均年齢が高くなっているのが現状です。 ボランティアの担い手を若い世代に広げる施策を色々実施しているのですが、少子高齢化が進行していますので、なかなか数字には表れません。 若い世代のボランティア意識の高揚について、来年度以降も引き続き取り組んでいきます。 また、高齢者をいかにボランティアの担い手にするかというのが重要だと思います。アンケートでは3割くらいの人ボランティアをやりたいという結果が出ていました。 全地区でふれあい型サービスを必ず実施するよう進めています。そこへの参加は、定年退職後の方が増えています。
● D 委員	サポートセンターに登録されているボランティアもあります。市民カレッジの同期生がボランティア団体を作って活動を始めるという流れもできています。昔から活動されているボランティア団体は高齢化のため団体数が減ってきています。 若い世代について考えると、最近は、子どもが小学校から中学校に上がったときに、パートなどの働きにでて、仲間がみんな地域からいなくなってしまう、なかなか団体で

●D 委員	活動するというのが馴染まない時代になってきているのかもしれない。 先ほど挙げたとおり、市民カレッジなどの方に働きかけると効果があると思います。勉強の場を与えるだけではなく、それを活かす場に誘い出す方法も検討する必要があるのではないのでしょうか。
●E 委員	支える側の誘い出し方も検討が必要だと思います
●I 委員	ボランティアが減少しているということを考えると、介護保険制度の持続性ももちろん重要ですが、やはり若い人たちが定住したいと思えるように、市内の資源を活用していくということをしっかりやらないといけませんね。
●D 委員	ボランティアの育成については、近隣市と比較しても、佐倉市は活動が活発な方だと思います。
●会長	その他でございますが、事務局より何かありますでしょうか。
○高齢者福祉課	資料４ですが、素案について事前に委員からご指摘いただいたことを一覧にしてお示ししましたので、ご確認ください。 また、年度内においては、研究会の実施のみを予定し、懇話会の実施は予定していません。 なお、計画書（素案）については、懇話会委員のご意見を踏まえて所要の修正を行い、早ければ１月下旬から２月にかけて市民意見公募手続きを実施する予定です。 その後、議会終了後の３月下旬に、計画書を確定する予定で考えています。以上です。
●会長	それでは、平成２６年度第５回佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会を終了させていただきたいと思います。委員の皆様におかれましては、お忙しい中、ありがとうございました。